

## 令和7年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

### 教育旅行

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先電話番号等	詳細ホームページ
1	福島市 相馬市 二本松市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町 大玉村 飯館村	ふくしま田園観光圏教育旅行現地視察支援助成金	<p>&lt;事業概要&gt; 福島市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村及び飯館村からなる観光圏域内(以下「域内」という。)への教育旅行を検討する旅行業者又は学校等が域内の教育旅行プログラムや観光施設、宿泊施設等の現地視察を行う際に要する経費の一部を助成します。</p> <p>&lt;助成対象経費&gt; ・発地から現地までの合理的な手段による交通費 ・域内での宿泊費 ・域内の教育旅行プログラムや観光施設の参加料及び入場料等 ・観光ガイド利用に係る経費 ・その他、代表が必要と認める経費</p> <p>&lt;助成金額&gt; ・1人あたり20,000円(上限額) ・1団体あたり80,000円(上限額) ・助成率2分の1以内(1,000円未満の端数が発生した場合は、これを切り捨てるものとする)</p> <p>&lt;事業実施団体&gt; ふくしま田園観光圏(事務局:福島市観光交流推進室)</p>	令和7年4月1日	令和8年1月31日 (予算額に達し次第終了)	発地が福島県外からの視察で、次の要件をすべて満たす者 ・旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けた者をいう。)又は学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校)であること。 ・現地視察において域内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。 ・行程に域内の教育旅行プログラムや観光施設の視察を2つ以上含めること。	1人以上 1団体以上	○	福島市 観光交流推進室	024-525-3722	<a href="https://www.fukushima-den'en.jp/?page_id=392">https://www.fukushima-den'en.jp/?page_id=392</a>
2	福島市 相馬市 二本松市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町 大玉村 飯館村	ふくしま田園観光圏教育旅行プログラム造成助成金	<p>&lt;事業概要&gt; 福島市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村及び飯館村からなる観光圏域内の教育旅行プログラムを造成した事業者に対し、10万円を上限に造成に要した経費の一部を助成します。</p> <p>&lt;助成対象経費&gt; ・プログラム造成に係る物品の購入費用 ・プログラム造成に関連する資料(パンフレット、ワークシート等)やホームページの作成に係る費用 ・ワークシート等の作成に係る講師からの助言を得るために要する費用</p> <p>&lt;助成金額&gt; ・10万円(上限額) ・助成率2分の1以内(1,000円未満の端数が発生した場合は、これを切り捨てるものとする)</p> <p>&lt;事業実施団体&gt; ふくしま田園観光圏(事務局:福島市観光交流推進室)</p>	令和7年4月1日	令和8年2月28日 (予算額に達し次第終了)	観光圏域内の教育旅行プログラムを造成した事業者のうち、次の要件をすべて満たす者 ・地域ならではの教育旅行プログラムであること。 ・教育旅行プログラムとして、スタッフの確保等実現可能性があること。 ・教育旅行の問い合わせ対応ができる体制を整えていること。 ・複数年にわたって継続して実施できること。	1事業者	○	福島市 観光交流推進室	024-525-3722	<a href="https://www.fukushima-den'en.jp/?page_id=392">https://www.fukushima-den'en.jp/?page_id=392</a>
3	いわき市	いわき市教育旅行誘致促進事業助成金	<p>市内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、かつ、観光施設を1施設以上利用する教育旅行(学校行事の一環として行うもの)を催行する旅行業者に対して、助成金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加児童(生徒数)×1,000円を交付金額とし、申請1回につき20万円を上限。</li> <li>・同一年度内において、同一申請者から再度申請があった場合、10万円を上限。</li> <li>・同一年度内における、同一申請者からの申請は2回を限度。</li> </ul>	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	いわき市外の、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校が、学校行事の一環として行う教育旅行を催行する旅行業者	児童(生徒)30人以上の宿泊	○	いわき観光まちづくりピューロー	0246-44-6545	<a href="https://kankou-iwaki.or.jp">https://kankou-iwaki.or.jp</a>

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
4	喜多方市	教育旅行等誘致促進事業(教育旅行等現地下見支援事業)	喜多方市において教育旅行の実施を計画(企画)している学校関係者又は旅行会社が、体験場所などを現地下見する際の経費(交通費、宿泊費、各種体験料)の一部を助成します。 【助成額】 ①交通費:1人当たり限度額 20,000円 ②宿泊費:市内農家民宿利用の場合 8,800円 農家民宿以外の市内宿泊施設の場合 3,000円 ③体験料:農業体験やその他体験料 3,000円 ※1校(1社)につき3名を上限に助成 ※1校(1社)あたりの上限額 ①～③の合計額 90,000円まで	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	・学校教職員、PTA等 学校関係者、教育旅行を取り扱う旅行会社社員等	団体単位	×	一般社団法人 喜多方観光物産協会グリーン・ツーリズムサポートセンター	0241-24-4488	<a href="http://www.kitakata-kanko.jp/">http://www.kitakata-kanko.jp/</a>
5	喜多方市	グリーン・ツーリズム教育旅行誘致促進事業補助金	喜多方市で農業体験または農泊体験を行う学校の教職員(引率者)が、巡回のために使用するタクシー(グリーン・ツーリズムサポートセンターが手配したタクシーに限る)料金の一部を助成します。 【助成額】 (1)農業体験のみの場合 上限27,000円 (2)農泊を伴う場合 上限36,000円	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外を問わない ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・その他、学校法人等が行う教育旅行であること	学校単位	○	一般社団法人 喜多方観光物産協会グリーン・ツーリズムサポートセンター	0241-24-4488	<a href="http://www.kitakata-kanko.jp/">http://www.kitakata-kanko.jp/</a>
6	天栄村	天栄村教育旅行補助事業	村内で宿泊を伴う修学旅行・宿泊学習等や合宿等を実施する学校及び部活動等(以下「学校等」という。)に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。 ・貸切バス1台につき3万円 田限額:1団体15万円 ・レンタカー1台につきレンタカー料金の1/2口上限額:1台2万円 ・補助金全体の限度額:15万円	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外を問わない。 ・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・専修学校(ただし、高等課程のみとする。)・その他村が特に認める学校	1台以上	○	天栄村産業課商工観光係	0248-82-2117	<a href="https://www.vill.tenei.fukushima.jp/soshiki/6/tenei-kyouikuryokou.html">https://www.vill.tenei.fukushima.jp/soshiki/6/tenei-kyouikuryokou.html</a>
7	檜枝岐村	尾瀬檜枝岐温泉環境学習推進事業	尾瀬檜枝岐温泉観光協会加盟施設に宿泊した場合の宿泊費を助成します。 ・旅館、民宿、山小屋を利用する場合…1人1泊2,000円助成 ・キャンプ場…1人1泊200円助成 (最大5泊までとする。)	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (事業の対象期間は尾瀬に入山できる期間。予算額に達し次第終了)	尾瀬での環境学習を行う全国の小・中・高等学校及び大学の他、市町村	学校単位	×	檜枝岐村役場 観光課	0241-75-2503	
8	北塩原村	北塩原村教育旅行回復バス助成金事業	・学校行事の一環として、北塩原村に宿泊を伴う教育旅行(修学旅行やスキー教室等)を実施する県内外の小学校・中学校・高等学校等に対し、その移動に係るバス経費の一部を補助します。 1台あたり50,000円 最大100,000円まで 2泊以上する場合は、最大200,000円まで	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	・小学校 ・中学校 ・高等学校	バス1台以上	○	北塩原村観光課	0241-32-2511	<a href="https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/site/kanko/1314.html">https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/site/kanko/1314.html</a>
9	猪苗代町	猪苗代町教育旅行支援事業	猪苗代町内で宿泊を伴う体験学習を実施する県外の小中高等学校に対し、バス1台当たり40,000円を上限に交通費を助成します。また、学校の旅行を取り扱う旅行会社に対し、学校1校(1件)の申請につき助成金10,000円を交付します。(その他、交付要件あり)	令和7年4月14日	令和8年3月8日 (但し先着順。予算終了次第終了) ※令和7年4月17日申請受付終了	福島県外の ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・取扱い旅行会社	バス1台以上	○	一般社団法人猪苗代観光協会	0242-62-2048	<a href="https://www.bandaisan.or.jp/support/">https://www.bandaisan.or.jp/support/</a>

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
10	泉崎村	泉崎村観光誘客支援金	観光庁または都道府県の旅行業の登録を受けた事業者で有料宿泊実績1名に対し、宿泊1泊分500円の助成をします。	令和4年4月1日	令和8年3月31日	福島県内外を問わない。 ・小学生以上	1人以上	×	泉崎村 産業経済課	0248-53-2430	<a href="https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/">https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/</a>
11	富岡町	富岡町教育施設等使用者の宿泊にかかる補助金について	富岡町の教育施設を使用し、合宿や研修等を行うため町内の宿泊施設に宿泊した団体に対し1人1泊￥2,000の補助を行います。	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算限度額に達し次第、終了)	県内外を問わず、町内の教育施設を使用し、町内の宿泊施設を使用したもの。	1人以上	×	富岡町生涯学習課	0240-22-2626	<a href="https://www.manamori.jp/bunka/040/2023051100025.html">https://www.manamori.jp/bunka/040/2023051100025.html</a>
12	福島県	教育旅行支援事業	<p><b>ア 学校に対する助成</b>          以下の要件を全て満たす避難解除区域等12市町村(※1)への教育旅行等を行う学校に対して交通費等への助成を行います。          ①学校教育法により定められる国立学校、公立学校又は私立学校等に所属する者が実施する教育旅行等であること。          ②避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に延べ50人泊(生徒+教員)以上すること。          ③避難解除区域等12市町村の関連プログラム(※2)が組み込まれていること。          ④関連プログラムの様子について、SNS(※3)を活用して積極的な情報発信を行うこと。          &lt;助成額&gt; 1人泊あたり2千円(上限40万円)</p> <p><b>イ 旅行会社に対する誘客助成</b>          上記アの条件をすべて満たす教育旅行等を実施した学校に対して当該教育旅行等を販売した旅行会社に対して助成を行います。          &lt;助成額&gt; 1人泊あたり2千円(上限40万円)</p> <p>(※1)田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村          (※2)関連プログラム例)復興拠点の視察、復興関連の講話、区域内施設を活用したレクリエーション等          (※3)Twitter、Facebook、Instagram、YouTube等のソーシャルネットワーキングサービスや学校HP等の対象校が管理するWEBサイト</p>	令和7年4月1日	<p><b>【申請書提出期限】</b>          令和7年12月26日          (予算額に達し次第終了)          ※旅行は令和8年3月31日出発分まで対象</p>	福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高校 ・大学 ・高等専門学校	延べ宿泊者数 50人泊以上	○	(一社)福島県再生可能エネルギー推進センター	024-597-7501	<a href="https://freenergy-fukkosuishin-kvogikai.org/">https://freenergy-fukkosuishin-kvogikai.org/</a>
13	福島県	福島県教育旅行復興事業	<p><b>【修学旅行・宿泊学習等】</b>          教職員が引率する学校行事の一環として、県内で宿泊を伴う教育旅行を実施する、県外の小学校、中学校、高等学校に対し、その移動に係るバス1台当たり経費の2分の1又は地域ごとの補助上限額を助成します。          1校当たり台数の上限なし。</p> <p>①1台当たりの助成額          &lt;新規校&gt;          東北4万円、関東・中部6万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄15万円          &lt;継続校&gt;東北3万円、関東・中部5万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄15万円          &lt;3年以上的継続校&gt;          東北4万円、関東・中部6万円、北海道・関西・中国・四国11万円、九州・沖縄16万円          ※但し、参加人数が10名未満の場合は補助上限額は半額となります</p> <p>②本県浜通りの宿泊を1泊以上含む場合は、補助上限額に各1万円を加算          ※浜通り(相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村、いわき市)          ※福島県内の市町村で行なっている助成事業との併用も可能。但し、本補助金とそれ以外の助成金との合計額がバス経費の総額を超えない範囲での交付となります。</p>	令和7年4月1日	令和8年3月31日	福島県外の ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・専修学校(高等過程のみ) ・その他知事が特に認める学校	1校当たりの 台数上限なし	×	福島県 観光交流局 観光交流課 (事務局:福島県教育旅行復興事業事務局)	024-563-1172	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyouiku-08.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyouiku-08.html</a>

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
14	福島県	福島空港教育旅行利用促進支援事業	1. 学校等と最寄り空港(福島県及び福島県隣県の学校にあっては福島空港)間の貸し切りバスの借り上げ費用全額補助。(代替着陸または欠航の場合の条件付き) 2. 海外教育旅行の実施の場合、生徒1人につき25,000円の補助。(1校当たり500,000円上限、福島空港片道利用は半額) 3. 国内教育旅行の実施の場合、生徒1人につき、定期便利用は10,000円の補助。(1校当たり200,000円上限、福島空港片道利用は半額)乗継便またはチャーター便利用は20,000円の補助。(1校当たり400,000円上限、福島空港片道利用は半額) 4. 福島県を目的地とする教育旅行の事前視察旅行の実施の場合、1人につき100,000円を上限として補助。(1校当たり2人まで)	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外問わず 中学校、高等学校、支援 学校、視覚支援学校、聴 覚支援学校、専修学校、そ の他知事が特に認めるも の	1~3は生徒1人以上 4は教職員2名まで	不可	福島県空港交流課	024-521-7127	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/</a>
15	福島県	福島空港教育旅行利用促進支援事業補助金	1)学校等と最寄り空港(県内及び隣県は福島空港)間の貸切バスの借上げ費用(消費税額を除く)全額を補助します。 2)海外教育旅行実施の場合、福島空港往復利用で、生徒1人につき25,000円、1校あたり500,000円を上限に補助します。 3)国内教育旅行の場合、福島空港往復利用で、生徒1人につき、10,000円、1校あたり200,000円を上限に補助します。 4)福島県を目的地とする教育旅行の事前視察について、1人あたり100,000円を上限に、1校あたり2人まで補助します。	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	中学校、高等学校、視覚 支援学校、聴覚支援学 校、専修学校その他知事 が特に認めるもの	1人以上	○	福島県空港交流課	024-521-7127	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b_kyouikuryokou.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b_kyouikuryokou.html</a>
16	福島県	東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業	教職員が引率する、学校行事の一環として東日本大震災及び原子力災害に関する学習を実施し、かつ東日本大震災・原子力災害伝承館を行程に取り入れた、県内を所在地とする学校に対し、その移動に係るバス経費の一部を助成します。  【1台当たりの補助上限額】 浜通り地方 94,000円 中通り地方 113,000円 会津地方 152,000円  ※福島県内の市町村で行っている助成事業との併用も可能。但し、本補助金とそれ以外の助成金との合計額がバス経費の総額を超えない範囲での交付となります。	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内の 中学生: 国立、市町村立、 県立、私立) (義務教育学校 後期課程、 特別支援学校 中等部含む)	バス1校当たり台数の 上限なし。	×	福島県 生涯学習課	024-521-7784	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/denryoukann.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/denryoukann.html</a>
17	東京都	被災地応援ツアー(福島県教育旅行復興支援事業)	福島県が実施する「福島県教育旅行復興事業」と連携し、都内の学校や部活動等が実施する福島県への修学旅行や合宿等を支援します。 ・バス1台あたり経費の1/2を補助 ※継続校は5万円、新規校は6万円が上限 ※浜通りの宿泊を含む場合は1万円加算 ※参加人数が10人未満の場合は、上限額を半額とします。	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	「福島県教育旅行復興事 業」の交付決定を受けた、 ①福島県で宿泊を伴う修 学旅行・宿泊学習等を実 施する都内の学校 ②福島県で合宿を実施す る都内の部活動等	バス1台以上	○ (福島県が実施 するバス助成事 業の補助を受け ていることが前提 となっているた め)	公益財団法人 東京観光財団 地域振興部 事業課	03-5579-2682	<a href="https://www.tcvb.or.jp/jp/fukushima/">https://www.tcvb.or.jp/jp/fukushima/</a>

※この一覧表は、令和7年8月8日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。

## 令和7年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

### 合宿

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
1	郡山市	一般社団法人郡山市観光協会 合宿下見支援事業補助金	郡山市内で合宿・宿泊を検討している大学等又は団体、また郡山市内で合宿・宿泊を検討している大学等又は団体の送客を検討している旅行業者を対象に、下見にかかる交通費・宿泊費を一部補助します。 対象経費の2分の1以内(100円未満は数切捨て) 上限:1人当たり15,000円(宿泊を伴わない場合は10,000円) 1団体当たり2名分まで 年度内1階限り 交通費: 1 大学等・団体又は旅行業者の所在地から本市までの往復交通費(在来線・新幹線[自由席又は指定席]・バス・レンタカー[S~Aクラス]・高速道路料金・ガソリン代) 2 本市内移動費(レンタカー[S~Aクラス]・駐車場代・ガソリン代) 宿泊費: 市内宿泊施設の宿泊費(1泊まで) 条件: 1 合宿実施を検討する施設を1か所以上視察すること。 2 施設担当者若しくは合宿窓口担当者との商談時間を設けること。 3 大学等・団体の場合は、指導者・マネージャー等合宿先の決定権を持つ立場の者が行う下見であること。	令和7年6月9日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	郡山市内で合宿・宿泊を検討している大学等又は団体、また郡山市内で合宿・宿泊を検討している大学等又は団体の送客を検討している旅行業者	1団体当たり2名分まで	—	一般社団法人郡山市観光協会	024-954-8922	<a href="https://www.kanko-koriyama.gr.jp/">https://www.kanko-koriyama.gr.jp/</a>
2	いわき市	いわき市合宿開催補助金	いわき市外に所在する文化活動を行う団体が、いわき市内の宿泊施設を利用して合宿を行う際に、1名1泊につき1,000円を補助します。 ・上限は1団体当たり10万円。	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	いわき市外に所属する中学、高校、高専、大学等の文化系の団体、又はゼミナール 企業の文化系の団体	延べ宿泊者数20人泊以上	○	いわき市観光振興課	0246-22-1292	<a href="http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450328247479/index.html">http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450328247479/index.html</a>
3	いわき市	いわき市スポーツ合宿誘致推進事業補助金	いわき市外に所在するスポーツ団体が、いわき市内の宿泊施設を利用して実施するスポーツ合宿に対し、延べ宿泊数に応じた補助金を交付します。 ・ 延べ宿泊者数×1,000円(※上限額20万円)	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校若しくは大学の学生で構成するいわき市外のスポーツ団体が行う合宿	延べ宿泊者数15人泊以上	○	いわき市交流推進課	0246-22-7607	<a href="https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1467000067030/index.html">https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1467000067030/index.html</a>
4	南相馬市	南相馬市スポーツ合宿支援事業	市内に宿泊して、市内のスポーツ団体等と合同合宿(交流試合・講習会等)を行う場合 1泊につき1人3,000円の助成券を交付(1団体あたり上限30万円) 市内に宿泊して合宿を行う場合(市内スポーツ団体等と合同合宿を行わないもの) 1泊につき1人2,000円の助成券を交付(1団体あたり上限20万円)	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	市外に所在するスポーツ団体の選手及び指導者等 ・学校の部活動、スポーツ少年団、企業のクラブ、サークル等 ・選手、監督、コーチ、マネージャー、役員等	延べ宿泊者数10人泊以上	○	南相馬市スポーツ推進課	0244-24-5280	<a href="https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/culture/sports/sports/support/22740.html">https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/culture/sports/sports/support/22740.html</a> <a href="https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/culture/sports/index.html">https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/culture/sports/index.html</a>

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
5	天栄村	天栄村教育旅行補助事業	村内で宿泊を伴う修学旅行・宿泊学習等や合宿等を実施する学校及び部活動等(以下「学校等」という。)に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。 ・貸切バス1台につき3万円 1台限額:1団体15万円 ・レンタカー1台につきレンタカー料金の1/2以上限額:1台2万円 ・補助金全体の限度額:15万円	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外を問わない。 ・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・専修学校(ただし、高等課程のみとする。)・その他村が特に認める学校	1台以上	○	天栄村産業課商工観光係	0248-82-2117	<a href="https://www.vill.tenei.fukushima.jp/soshiki/6/tenei-kyouikuryokou.html">https://www.vill.tenei.fukushima.jp/soshiki/6/tenei-kyouikuryokou.html</a>
6	北塩原村	北塩原村合宿利用者支援助成金	・村内において宿泊を伴う合宿する団体に対して、助成を行います。 ・14人～29人までの団体 10,000円 ・30人以上の団体 30,000円	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・大学及び高等専門学校 ・社会人等の団体	延べ宿泊者数14人以上	○	北塩原村観光課	0241-32-2511	<a href="https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/site/kanko/7373.html">https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/site/kanko/7373.html</a>
7	西郷村	西郷村観光誘客促進事業	・西郷村の宿泊施設ご利用の方に、1人1泊当たり 4/1～6/30:3,000円 7/1～8/31:2,000円 9/1～10/31:3,000円 11/1～3/31:4,000円 助成する。ただし上限金額は12万円または、実支払額の1/2と比較していざれか少ない金額。 ・温泉施設利用の場合は、1人当たり500円助成する。 ・対象は村内宿泊施設に宿泊し、スポーツ、文化活動等を行うもの。※ただし、青少年自然の家は除く。	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	西郷村外の ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・社会人	2連泊以上かつ20人泊以上	○	西郷村産業振興課	0248-25-1116	<a href="https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/soshiki/sangyoshinkoka/5508.html">https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/soshiki/sangyoshinkoka/5508.html</a>
8	泉崎村	泉崎村観光誘客支援金	観光庁または都道府県の旅行業の登録を受けた事業者で有料宿泊実績1名に対し、宿泊1泊分500円の助成をします。	令和4年4月1日	令和8年3月31日	福島県内外を問わない。 ・小学生以上	1人以上	×	泉崎村産業経済課	0248-53-2430	<a href="https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/">https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/</a>
9	石川町	石川町スポーツ宿泊補助金	・県外から訪れる5名以上のスポーツ団体が、町内対象宿泊施設を利用した場合、1名あたり1,000円とし上限10万円を補助する。 ・町内のスポーツ施設等施設等を使用したスポーツ合宿であること。	令和7年4月1日	令和8年3月31日	福島県外の ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・高等専門学校 ・大学及び社会人が所属するスポーツクラブ等並びに選抜チーム	5名以上	○	石川町生涯学習課 スポーツ振興係	0247-26-8038	<a href="https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/admin/hall/22.html">https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/admin/hall/22.html</a>
10	富岡町	富岡町教育施設等使用者の宿泊にかかる補助金について	富岡町の教育施設を使用し、合宿や研修等を行うため町内の宿泊施設に宿泊した団体に対し1人1泊￥2,000の補助を行います。	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算限度額に達し次第、終了)	県内外を問わず、町内の教育施設を使用し、町内の宿泊施設を使用したもの。	1人以上	×	富岡町生涯学習課	0240-22-2626	<a href="https://www.manamori.jp/bunka/040/20230511100025.html">https://www.manamori.jp/bunka/040/20230511100025.html</a>

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
11	福島県	教育旅行等支援事業	<p><u>ア 学校に対する助成</u>          以下の要件を全て満たす避難解除区域等12市町村(※1)への教育旅行等を行う学校に対して交通費等への助成を行います。          ①学校教育法により定められる国立学校、公立学校又は私立学校等に所属する者が実施する教育旅行等であること。          ②避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に延べ50人泊(生徒+教員)以上すること。          ③避難解除区域等12市町村の関連プログラム(※2)が組み込まれていること。          ④関連プログラムの様子について、SNS(※3)を活用して積極的な情報発信を行うこと。          &lt;助成額&gt; 1人泊あたり2千円(上限40万円)</p> <p><u>イ 旅行会社に対する誘客助成</u>          上記アの条件をすべて満たす教育旅行等を実施した学校に対して当該教育旅行等を販売した旅行会社に対して助成を行います。          &lt;助成額&gt; 1人泊あたり2千円(上限40万円)</p> <p>(※1)田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楓葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村          (※2)関連プログラム例)復興拠点の視察、復興関連の講話、区域内施設を活用したレクリエーション等          (※3)Twitter、Facebook、Instagram、YouTube等のソーシャルネットワーキングサービスや学校HP等の対象校が管理するWEBサイト</p>	令和7年4月1日	<p>【申請書提出期限】          令和7年12月26日          (予算額に達し次第終了)          ※旅行は令和8年3月31日          出発分まで対象</p>	<p>福島県内外を問わない。          ・小学校          ・中学校          ・高校          ・大学          ・高等専門学校</p>	延べ宿泊者数 50人泊以上	○	(一社)福島県再生可能エネルギー推進センター	024-597-7501	<a href="https://freenergy-fukkosuishin-kyogikai.org/">https://freenergy-fukkosuishin-kyogikai.org/</a>
12	福島県	福島県教育旅行復興事業	<p><b>【合宿】</b>          県外の中学校・高等学校の部活動、県外の短期大学・大学等の部活動・正課授業のゼミ・公認サークルが県内に宿泊し、部活動等の本来の目的である文化活動、スポーツ活動、学習等を行う活動に対し、その移動に係るバス1台当たり経費の2分の1又は地域ごとの補助上限額を助成します。1校当たり台数の上限なし。※中学校・高等学校については「学校教員以外が引率する場合」は補助対象外          ※同一の年度内において、同一部活動への補助は1回限り</p> <p>①1台当たりの補助額          &lt;新規校&gt;          東北4万円、関東・中部6万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄15万円          &lt;継続校&gt;東北3万円、関東・中部5万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄15万円          &lt;3年以上の継続校&gt;          東北4万円、関東・中部6万円、北海道・関西・中国・四国11万円、九州・沖縄16万円          ※但し、参加人数が10名未満の場合は補助上限額は半額となります</p> <p>②本県浜通りの宿泊を1泊以上含む場合は、補助上限額に各1万円を加算          ※浜通り(相馬市、南相馬市、広野町、楓葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村、いわき市)          ※福島県内の市町村で行なっている助成事業との併用も可能。但し、本補助金とそれ以外の助成金との合計額がバス経費の総額を超えない範囲での交付となります。</p>	令和7年4月1日	令和8年3月31日	<p>福島県外の          ・中学校          ・高等学校          ・短期大学          ・大学</p>	1校当たりの 台数上限なし	×	<p>福島県          観光交流局          観光交流課          (事務局:福島県教育旅行復興事業事務局)</p>	024-563-1172	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyouiku-08.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyouiku-08.html</a>
13	東京都	被災地応援ツアー(福島県教育旅行復興支援事業)	<p>福島県が実施する「福島県教育旅行復興事業」と連携し、都内の学校や部活動等が実施する福島県への修学旅行や合宿等を支援します。          ・バス1台あたり経費の1/2を補助          ※継続校は5万円、新規校は6万円が上限          ※浜通りの宿泊を含む場合は1万円加算          ※参加人数が10人未満の場合は、上限額を半額とします。</p>	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	<p>「福島県教育旅行復興事業」の交付決定を受けた、          ①福島県で宿泊を伴う修学旅行・宿泊学習等を実施する都内の学校          ②福島県で合宿を実施する都内の部活動等</p>	<p>○          バス1台以上</p>	<p>(福島県が実施するバス助成事業の補助を受けていることが前提となっているため)</p>	公益財団法人 東京観光財団 地域振興部 事業課	03-5579-2682	<a href="https://www.tcvb.or.jp/jp/fukushima/">https://www.tcvb.or.jp/jp/fukushima/</a>

※この一覧表は、令和7年8月8日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。

## 令和7年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

### コンベンション

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
1	郡山市	公益財団法人郡山コンベンション ビューローコンベンション開催支援 事業助成金	<p>①国内コンベンション 郡山市内で東北大会規模以上のコンベンションを連続2日以上の会期で開催する場合、宿泊者数に応じて上限100万円の助成金を交付します。</p> <p>②国際コンベンション 上記条件を満たし、かつ日本を含む3か国以上が参加する場合、①に係る助成金+国外参加者数×5,000円(1泊目まで)、2泊目以降は1泊ごとに+2,500円(※1人当たり上限10,000円、上限150万円)</p> <p>③上記コンベンション期間中にエクスカーション(郡山市内を含む地域において行われるバスツアー、視察等)を実施する場合、参加人数に応じた助成金を交付します。 参加人数×500円(1日)※同伴者含む、上限30万円</p> <p>④上記コンベンション期間中の市内移動のために借り上げたバス費用の一部を助成します。 バス借上げ運行費用の50%(※上限10万円)</p>	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	コンベンション 実施主催者	延べ宿泊者数 25人以上	○	公益財団法人 郡山コンベンション ビューロー	024-991-1811	<a href="http://www.kcb.or.jp">http://www.kcb.or.jp</a>
2	郡山市	公益財団法人郡山コンベンション ビューロースポーツコンベンション開 催支援事業助成金	<p>郡山市内で東北大会規模以上のスポーツ競技大会(※種目制限あり)を連続2日以上の日程で開催する場合、県外からの参加者数に応じた助成金を交付します。</p> <p>①東北大会 県外参加者数×500円(※上限30万円) ②全国大会 県外参加者数×1,000円(※上限60万円) ③国際大会 上記条件を満たし、かつ日本を含む3か国以上が参加するスポーツ競技大会を開催する場合 国外参加者数×5,000円+②に係る助成金(※上限200万円)</p>	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	コンベンション 実施主催者	参加者数 50人以上	○	公益財団法人 郡山コンベンション ビューロー	024-991-1811	<a href="http://www.kcb.or.jp">http://www.kcb.or.jp</a>
3	いわき市	いわき市コンベンション開催 補助金	<p>いわき市外からの来客が見込まれる30人以上の会議等の大規模コンベンションを、2日以上の会期で開催した際に最大100万円を補助します。</p> <p>・補助対象費の1/2(※上限額100万円)</p>	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	いわき市外のコンベンシ ョン実施主催者	延べ宿泊者数30人以 上	○	いわき観光まちづくり ビューロー	0246-44-6545	<a href="https://kankou-iwaki.or.jp">https://kankou-iwaki.or.jp</a>
4	福島県	令和7年度コンベンション・エクス カーション補助金	<p><b>【国内コンベンション】</b> ・令和7年4月1日から令和8年2月6日の期間中、福島県外からの来客が見込まれる国内コンベンション及びエクスカーションに200万円を上限に補助します。 ・延べ宿泊者数が100人泊以上の東北規模以上の大規模コンベンションで、連続して2日以上の会期で開催されること。会期が1日のみでも、宿泊を伴い、その前後日にエクスカーションが開催されるコンベンションは補助対象。ただし、浜通り開催の場合30人泊以上で申請可能。 ・本県の産業の振興または、学術、芸術、文化向上に寄与するコンベンションであること。 <b>【国際コンベンション】</b> 上記の要件を満たし、かつ参加国が日本を含む3か国以上が参加する国際コンベンションに300万円を上限に補助します。 <b>【シャトルバス加算(浜通り開催に限る)】</b> ・開催地が浜通りで、対象コンベンション開催期間中に、会場最寄り駅(新幹線または特急停車駅)から会場までの参加者の送迎用として主催者がシャトルバスを手配する場合、シャトルバス等1台当たり5万円を上限に補助します。 <b>【エクスカーション】</b> 上記コンベンション開催期間中にエクスカーション(県内の施設等1カ所以上の訪問・視察)を行った場合、参加人数(10人以上)に応じて60万円を上限に補助します。</p>	令和7年4月1日	令和8年2月6日 (予算上限に達し次第、受付を終了します。)	コンベンション 実施主催者	延べ宿泊者数100人泊 以上(浜通り開催の場合30人泊以上)	×	福島県 観光交流局 観光交流課	024-521-8736	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/convention-fukushima.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/convention-fukushima.html</a>

※この一覧表は、令和7年8月8日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。

## 令和7年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

### その他

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
1	二本松市	二本松市インバウンド誘客促進事業	・二本松市に宿泊滞在する旅行を企画して販売する旅行業者に対して、旅行企画等に係る経費の一部(1名あたり3千円)を助成します。 ※以下の助成条件有り ①二本松市岳温泉の宿泊施設に1泊以上すること ②二本松市内の観光地(有料施設に限る)を1箇所以上訪問すること	令和7年8月1日	令和8年2月28日 (予算額に達し次第終了)	訪日旅行取扱旅行会社 (募集集客地は台湾に限る)	4名以上	○	二本松市観光連盟	0243-55-5095	<a href="https://www.nihonmatsu-kanko.jp/?p=10477">https://www.nihonmatsu-kanko.jp/?p=10477</a>
2	本宮市	本宮市観光ワンコインタクシー事業	・本宮駅から花と歴史の郷蛇の鼻、岩角山岩角時との往路及び復路について、観光タクシーを1乗車1台当たり500円で利用できる。 ・市は運行事業者にタクシー運賃と利用運賃500円との差額を支払う。	令和7年4月1日	令和8年3月31日	本宮市観光ワンコインタクシーを利用する全ての者	1名以上	○	本宮市生活環境課	0243-24-5361	<a href="https://www.city.motomiva.lg.jp/site/kanko/kankou-onecointaxi.html">https://www.city.motomiva.lg.jp/site/kanko/kankou-onecointaxi.html</a>
3	猪苗代町	プレミアム付旅行券「猪苗代町ハッピートラベルチケット」	猪苗代町内の対象宿泊施設で使用できるプレミアム付旅行券を3,395枚発行します。4,000円分の宿泊補助券を全国のコンビニエンスストアにおいて2,000円で購入することができます。	令和7年7月1日	令和7年12月31日 (但し先着順。予定枚数終了次第終了) ※令和7年7月2日申請受付終了	・猪苗代町外在住者 ・宿泊料金が1人5,000以上の利用者	1人以上	○	一般社団法人猪苗代観光協会	0242-62-2048	
4	猪苗代町	猪苗代町観光誘客支援金交付事業	猪苗代町内の宿泊施設で宿泊を伴う旅行商品を販売した旅行業者に対し、有料宿泊実績1名につき週末期500円、平日期1,000円の支援金を交付します。	令和7年6月1日	令和8年3月20日	・旅行業登録を受けた事業者で参加申込みをした者 ・交付対象は小学生以上	5/16までに参加申込みをした事業者	○	猪苗代町商工観光課	0242-62-2117	<a href="https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Article-15753.html">https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Article-15753.html</a>

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先電話番号等	詳細ホームページ
5	猪苗代町	猪苗代町外国人誘客支援金交付事業	猪苗代町内の宿泊施設に外国人10人以上の団体を送客した旅行会社等に対し、外国人1人1泊1,000円、取扱手数料20,000円の支援金を交付します。	令和7年5月26日	令和8年3月15日	・旅行業登録を受けた事業者等 ・交付対象は外国人10名以上の団体	10人以上	○	一般社団法人猪苗代観光協会	0242-62-2048	
6	柳津町	柳津温泉・西山温泉宿泊誘客事業	柳津温泉又は西山温泉に宿泊の方一名につき柳津町商工会加盟店で利用できる商品券2,000円分を贈呈します。	令和7年12月 予定	令和8年3月下旬予定 (但し先着順。予算終了次第終了)	柳津温泉又は西山温泉に宿泊されたお客様	1名以上	×	柳津温泉旅館組合 (つみが丘町民センター内)	0241-42-2302	
7	柳津町	十三講まいり赤べこ絵付け体験	福満虚空藏菩薩圓蔵寺に古くから伝わる数え年13歳に参拝する「十三講まいり」に訪れた児童を対象に、赤べこ発祥の地にちなみ、赤べこ絵付け体験が半額で体験できます。	令和7年4月1日	令和8年3月31日	県内外の小学校6年生	1名以上	×	柳津町地域振興課 観光商工係	0241-42-2114	<a href="https://aizu-yanaizu.com/handson/akabeko/">https://aizu-yanaizu.com/handson/akabeko/</a>
8	福島県	研修旅行支援事業	<p><b>ア 企業に対する助成</b>          以下の要件をすべて満たす避難解除区域等12市町村(※1)への研修旅行を行う企業に対して交通費等への助成を行います。          ①会社法により定められる各種会社(学校法人を含む。)、又は、その他各種法人等のうち協議会長が適当と認めた団体が実施する研修旅行であること。          ②避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に延べ5人泊以上すること。          ③避難解除区域等12市町村の関連プログラム(※2)が組み込まれていること。          ④関連プログラムの様子について、SNS等(※3)を活用して積極的な情報発信を行うこと。          &lt;助成額①&gt; 人数泊 1人泊あたり2千円(上限20万円)          &lt;助成額②&gt; 交通費 上限5万円  <b>イ 旅行会社に対する誘客助成</b>          上記アの条件をすべて満たす研修旅行を実施した企業に対して当該研修旅行の企画販売等をした旅行会社に対して助成を行います。          &lt;助成額&gt; 人数泊 1人泊あたり2千円(上限20万円)          (※1)田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村          (※2)関連プログラム例)復興拠点の視察、復興関連の講話、区域内施設を活用したレクリエーション等          (※3)Twitter、Facebook、Instagram、YouTube等のソーシャルネットワーキングサービスや企業HP等の企業が管理するWEBサイト。       </p>	令和7年4月1日	【申請書提出期限】 令和7年12月26日 (予算額に達し次第終了) ※旅行は令和8年3月31日 出発分まで対象	福島県内外を問わない。 ・専門学校等	延べ宿泊者数 5人泊以上	○	(一社)福島県再生可能エネルギー推進センター	024-597-7501	<a href="https://f-reenergy-fukkoushishin-kyogikai.org/">https://f-reenergy-fukkoushishin-kyogikai.org/</a>

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先電話番号等	詳細ホームページ	
9	福島県	福島空港北海道冬季旅行商品造成促進事業	・誘客(又は総客)実績に応じ、福島空港往復利用の場合、1人につき10,000円、同一年度内300,000円まで補助します。	令和7年4月1日 (対象となる旅行は11月1日以降)	令和8年3月5日 (予算に達し次第終了)	旅行会社	1人以上	×	(福島空港利用促進協議会による助成との併用も不可)	福島県空港交流課	024-521-7127	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/hokkaido-toukyiryokou.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/hokkaido-toukyiryokou.html</a>
10	福島県	福島空港貸切バス借上支援事業	・貸切バスの借上げ費用に要する経費と100,000円(1台あたり)を比較して低い方の額について、1事業者あたり200,000円までを上限に補助します。	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	旅行会社	1団体10名以上の旅行、小型以上のバス、福島県内に一泊以上、福島県内観光地を1箇所以上組み込むこと	×	(学校行事、他のバス助成制度の活用は不可)	福島空港利用促進協議会 (福島県空港交流課内)	024-521-7127	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/kashikiribus.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/kashikiribus.html</a>
11	福島県	福島空港定期路線誘客支援事業補助金	・誘客実績に応じ、1人につき2,000円、1事業者あたり300,000円までを上限に補助します。	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	旅行会社	福島県内に一泊以上	○ (福島県の委託事業による誘客は除く)	福島空港利用促進協議会 (福島県空港交流課内)	024-521-7127	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/yuukyaku-sienn.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/yuukyaku-sienn.html</a>	
12	福島県	福島空港定期路線再開等利用促進事業	福島空港発着の東アジア又は東南アジアに就航する国際路線等を利用する。 1. 現地事業者との経済または文化の交流(地域間交流) 2. 企業活動における現地事業者又は現地駐在員との調整又は商談(ビジネス利用) 上記1, 2に対して、1人あたり15,000円の渡航費補助(合計額上限300,000円)と、事業の実施に要する諸経費(通訳料や車両代など)を最大100,000円まで補助。 ※申請団体の交付上限は、合計額400,000円。	令和7年6月23日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外問わず 1. 市町村・商工会・商工会議所・地域間交流を達成するために設立された団体または任意団体。 2. 単独事業者または複数事業者の構成員からなる訪問団。	1, 2ともに10名以上	×	福島県空港交流課	024-521-7127	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/kokusaitekirosensakai.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/kokusaitekirosensakai.html</a>	
13	福島県	福島県内周遊貸切バス借上支援事業補助金(DC関係)	令和7年4月～11月において、貸切バスを利用して福島県で団体旅行を催行する旅行会社に補助金を交付します。 補助額:1台あたり5万円～13万円 申請受付期限:令和7年11月16日(日)まで 【交付要件】 ・県内の旅館、ホテルに1団体10名以上で1泊以上すること。(業務員は除く) ・ツアーチャーの行程にふくしまDC特設サイトに掲載されている観光素材を2つ以上組み込むこと。 ・利用するバスは大型又は中型であること。	令和7年4月1日	令和7年11月30日	旅行会社	福島県内の旅館・ホテルに1団体10名以上で宿泊すること。【業務員は除く】 旅行会社1社あたりの年間助成限度額は500,000円とする。	× 他のバス補助金との併用 × 福島県旅行商品プロモーション支援事業補助金、福島インバウンド誘客周遊促進事業補助金との併用	福島県 観光交流局 観光交流課	024-521-7398	<a href="https://www.fukushima-dc-cp.jp/for_travel_agencies">https://www.fukushima-dc-cp.jp/for_travel_agencies</a>	

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
14	福島県	福島県旅行商品プロモーション支援事業補助金(DC関係)	令和7年4月～11月の期間において、本県への個人型旅行商品を造成する旅行会社に対し、予算の範囲内で交付します。 補助上限額：20万円 申請受付期限：令和7年11月16日(日)まで 【交付要件】 ・県内に1泊以上宿泊すること。 ・令和7年4月1日～令和7年11月30日までに出発帰着する旅行商品であること。	令和7年4月1日	令和7年11月30日	旅行会社	交付は1社あたり1回までとする。	× 国・地方公共団体の補助を受けた造成したツアー × 福島県内周遊貸切バス借上支援事業補助金との併用	福島県 観光交流局 観光交流課	024-521-7398	<a href="https://www.fukushima-dc-cp.jp/for_travel_agencies">https://www.fukushima-dc-cp.jp/for_travel_agencies</a>
15	福島県	福島インバウンド誘客周遊促進事業	訪日外国人旅行者の誘客促進及び県内消費拡大を図るため、外国人を対象に海外で募集を行い、福島県に宿泊滞在する旅行商品を企画して販売する旅行業者に対し、以下条件に基づき経費の一部を支援する。  【条件】 (1)発着地-海外 ▼台湾 送客4名以上、県内2泊以上、県内5か所以上訪問⇒1名当たり5,000円 ▼欧州、米国、豪州 送客4名以上、県内3泊以上、県内5か所以上訪問⇒1名当たり5,000円 ▼韓国、香港 送客4名以上、県内1泊以上、県内3か所以上訪問⇒1名当たり5,000円 ▼タイ、ベトナム、その他(中国除く) 送客4名以上、県内1泊以上、県内3か所以上訪問⇒1名当たり2,500円  (2)発着地-日本 送客4名以上、県内1泊以上、県内3か所以上訪問⇒1名当たり2,500円	令和7年5月12日	令和8年2月28日 (予算上限に達し次第、受付を終了します。)	旅行会社等	事業内容のとおり	要問合せ	公益財団法人福島県観光物産交流協会	024-525-4024	<a href="https://www.tif.ne.jp/jp/corp/entry/article.html?corp=109">https://www.tif.ne.jp/jp/corp/entry/article.html?corp=109</a>
16	東京都	被災地応援ツアー(宿泊旅行・日帰り旅行)	・東京都に在住、在勤、在学いずれかの方を対象に、当事業に登録した旅行事業者が販売する福島県への「被災地応援ツアー」に申し込みをした旅行者に対し、次のとおり旅行代金を割引します。 ・宿泊は、1名1泊あたり3,000円(2泊まで。3泊以上不可) ・日帰りは、1名1回あたり1,500円 ※個人で宿泊等を手配した旅行は対象外	令和7年4月1日	令和8年3月31日 (予算額に達し次第終了)	東京都に在住、在勤、在学いずれかの方	1人以上	○ (例外あり。要相談)	公益財団法人 東京観光財団 地域振興部 事業課	03-5579-2682	<a href="https://www.tcvb.or.jp/jp/fukushima/">https://www.tcvb.or.jp/jp/fukushima/</a>

※この一覧表は、令和7年8月8日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。